第四十二条の三第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号及び第百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表の第一号の第一欄中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの並びに」を削る。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項及び第七項中「定める金額」を「定めるところにより計算した金額」に改め、同条第九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第十六項中「事後設立法人若しくは被事後設立法人」を「現物分配法人若しくは被現物分配法人」に改める。

第四十二条の五第一項第二号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の七の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という」を「に限る。）をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「の当該事業基盤強化設備」を「の当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる法人の供用年度の指定期間内において当該法人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）」に、「、当該事業基盤強化設備」を「、当該適用対象事業基盤強化設備等」に、「（当該事業基盤強化設備」を「（当該適用対象事業基盤強化設備等」に改め、「（第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第四号中「（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）を含む。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人　当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「あつては政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」を「あつては、政令で定める法人を」に、「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備の」に改め、同条第三項及び第五項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第七項中「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第八項及び第十二項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第四十二条の九第一項中「、次条第二項」を「並びに次条第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の十第二項中「、前条並びに次条第二項、第三項及び第五項」を「並びに前条」に改め、同条第五項中「、次条第五項」を削る。

第四十二条の十一を削る。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第八号中「第四十二条の十第二項」を「前条第二項」に改め、同項第九号を削り、同条第二項中「、第四十二条の十第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十第四項」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の二第一項の」を「第六十八条の十五の二第一項の」に、「第六十八条の十五の二第一項各号」を「第六十八条の十五第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五第一項」に改め、同条を第四十二条の十一とする。

第四十四条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十四条の四を削り、第四十四条の五を第四十四条の四とし、第四十四条の六を削り、第四十四条の七を第四十四条の五とする。

第四十六条の二第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「、第三号及び第五号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第三項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第七十一条第一項」に改める。